

様式第2（表）（第1条第2項関係）

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）

印

第14条第1

職員の退職手当に関する条例

項の規定により、一般の退職手当等の

第14条第2

全

項

部または一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に（1）に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に（2）を被告として（被告を代表する者は（3））提起することができる

（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日  
の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできな  
い。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場  
合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日  
から起算して6箇月以内に提起することができる（なお、その判決の送達を受けた日の翌  
日から起算して6箇月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過する  
とこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

（処分前の一般の退職手当等の額）

円

（処分後に支払われる一般の退職手当等の額）

円

様式第 2 (裏)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)	
(職員の退職手当に関する条例第 12 条第 1 項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)	

備考 1 (1) には審査請求をすべき行政庁を、(2) には取消しの訴えの被告とすべき者を、(3) には取消しの訴えの被告とすべき者を代表するものを、それぞれ記載すること

2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第 7 条第 1 項に規定する勤続期間を

いう。

3 不要な文字は抹消すること